

事 務 連 絡
平成 25 年 11 月 15 日

各都道府県
関係部長 殿
森林・山村多面的機能発揮対策 地域協議会長 殿

林野庁 森林整備部 森林利用課長

森林内で森林・林業体験活動等を実施する際の安全確保について

標記の件については、平成 24 年 12 月 4 日付け事務連絡「森林内における森林・林業体験活動等の実施における安全確保について」（別添参照）により、林野庁補助事業等により整備している民有林内施設の管理者や森林内の緑化行事等の主催団体等に対する安全対策に関する指導の徹底を、お願いしたところであります。

今後も、森林・林業体験活動等の実施に当たっての参加者の安全確保は一義的には当該体験活動等の主催者が責任を有すること、また、不特定多数の者が利用する施設で起こった事故については当該施設の管理者責任が問われる場合があることを念頭に、下記の取組を進めていただくようお願いします。

記

1 各都道府県へのお願い

(1) 森林・林業体験活動の主催者に対し、次の指導を徹底するようお願いします。

- ・当該活動等を実施する森林について、十分な事前点検を行うこと
- ・ヘルメット等の保護具の着用など十分な安全対策を講じること

また、それらの者に対し、万一の事故に備え、損害保険等への加入が奨励されることを周知するようお願いします。

(2) 不特定多数の者が利用する民有林内施設の管理者に対し、次の指導を徹底するようお願いします。

- ・危険木（枯損木、枯死がある立木、腐朽している立木等）の有無を定期的に点検すること
- ・危険木があった場合は、除去、立入禁止等の措置を講じること

2 地域協議会へのお願い

森林・山村多面的機能発揮対策の実施に関し、各活動組織に対し、次の指導を徹底するようお願いいたします。

- ・活動計画書に記載した安全の確保に関する事項を、確実に実施すること

また、それらの組織に対し、万一の事故に備え、損害保険等への加入が奨励されることを周知するようお願いいたします。

担当：山村振興企画班 松本
山村振興指導班 秋野
緑化推進班 里見

別 添

事 務 連 絡
平成24年12月4日

各都道府県
関係部長 殿

林野庁 森林整備部
計 画 課 長
研究・保全課長

森林内における森林・林業体験活動等の実施における安全確保について

今般、岐阜県内の森林総合利用施設において実施した森林体験活動において、落枝による死亡事故が発生したところである。(別添 参考1参照)

詳しいことは現在、調査が行われているところであるが、被害者はヘルメットをかぶっていなかった事実は確認されているところ。

不特定多数の者が利用する森林については、平成15年に奥入瀬溪流遊歩道脇で発生した落枝事故に関する判決を受けて平成21年2月26日付20林整計第210号「林野庁の補助事業等により私有林内に整備され、人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の一斉点検等について」をもって立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故を防止するための一斉点検等の実施及び施設管理者及び行事等の主催者がこうした点検を通じて森林利用者の安全確保を行うよう指導をお願いしたところである。(別添 参考2参照)

森林や林業について広く国民の皆さんの理解を得るための行事において、こうした事故が発生したことは誠に残念なことであり、今後、貴都道府県私有林内における森林・林業体験活動等の実施にあたっては、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村、森林組合その他の民間団体等が林野庁補助事業等により整備している私有林内施設の管理者や森林内の緑化行事等の主催団体等に対し行事を実施する森林の事前の点検と併せて、ヘルメットなどの保護具の用意など安全対策に関する指導を改めて徹底していただくようお願いする。

(参考1)

森林体験で枝直撃の女児死亡 岐阜（平成24年11月26日、NHK NEWSWEB）

今月18日、岐阜県大垣市の公園の森林で、木の伐採などの体験学習に参加し、落ちてきた枝が直撃して意識不明の重体となっていた小学1年生の女の子が、手当てを受けていた病院で死亡しました。

今月18日、岐阜県大垣市上石津町にある「かみいしづ緑の村公園」の森林で、長さ3メートル、重さ5キロの杉の枝が折れて10メートルほど落下し、下にいた市内の小学1年生、村上絢俐さん(6)の頭に当たりました。

警察によりますと、村上さんは意識不明の重体となって病院で手当てを受けていましたが、26日未明、死亡しました。

事故があった当時、公園では小学生らを対象にした木の伐採や木工などの体験学習会が開かれていて、村上さんはほかの参加者とともに間伐作業についての説明を受けていたということです。

村上さんを含め参加者は全員、ヘルメットなどをかぶっていなかったということで、警察は、安全管理に問題がなかったかなどについて調べています。

(参考2)

20林整計第210号
平成21年2月26日

各都道府県
関係部長 殿

林 野 庁 林 政 部
企 画 課 長
経 営 課 長
森 林 整 備 部
計 画 課 長
整 備 課 長
治 山 課 長
研究・保全課長

林野庁の補助事業等により民有林内に整備され、人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の一斉点検等について

近年、保健・休養を目的とする森林利用に対する国民の関心が高まっている中、森林利用者等の安全については、不特定多数の者が利用する民有林内の施設（以下「民有林内施設」という。）の管理者及び多数の参加者が参集する行事等（以下単に「行事等」という。）の主催者の責任において確保する必要がある。このため、特に、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村、森林組合その他の民間団体等が林野庁補助事業等により整備している民有林内施設及び林野庁補助事業等により実施している行事等の会場について、当該民有林内施設の管理者及び行事等の主催者において、春からの本格的な利用シーズンを迎えるまでに、立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故を防止するための一斉点検等が実施されるよう、下記により指導等を徹底していただきたい。

なお、貴都道府県管内の市町村が林野庁補助事業等により整備している民有林内施設の管理者及び林野庁補助事業等により実施している行事等の主催者に対しては、当該市町村により同様の指導等が徹底されるよう、その旨市町村へ依頼していただきたく願います。

また、林野庁補助事業等により実施している行事等の開催にあたっては、万一の立木の倒伏、折損した幹や枝の落下による事故に備えて、損害保険等への加入について、貴都道府県及び市町村より主催者に対して奨励していただきたい。

記

1 点検の実施等

民有林内施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の責任において、民有林内施設の区域内及び当該施設の区域外であっても、不特定多数の者の立入りがあり、事実上施設管理者が管理する区域内の危険な立木（枯損木、枯枝がある立木、腐朽している立木等。以下「危険木」という。）の有無を点検し、危険木については所有者の了解を得てその除去を行い、除去が不可能な場合には確実な立入禁止措置等を講じて安全を確保するよう指導する。

なお、行事等の主催者に対しても当該行事等の会場及び当該会場外であっても、参加者の立入りがあり、事実上当該行事等の会場と一体とみなされる区域内について同様の点検を実施し、危険木周辺については参加者に対して確実な立入禁止措置等を講じて安全を確保する（危険木の除去が可能な場合は除去を行う）よう指導する。

2 施設管理者等による点検の実施等の明文化

上記1の点検等が施設管理者によって定期的に確実に実施されることにより森林利用者等の安全が確保されるよう、民有林内施設の敷地（以下「施設敷」という。）の貸付契約にその旨を明文化するよう施設管理者を指導する。

また、施設敷の区域外において第三者が占有する危険木に関しても、施設管理者が同様に点検等を実施することにより森林利用者等の安全が確保されるよう、必要に応じ施設敷の区域外の立木の占有者との間で協定等を締結し、定期的かつ確実な点検等の実施について明文化することについても施設管理者を指導する。

なお、行事等の主催者が直接その会場の貸付契約等を締結する場合には、上記に準じて行事等の主催者が点検等を実施することにより森林利用者等の安全が確保されるよう、貸付契約等にその旨を明文化するよう行事等の主催者を指導する。

3 森林所有者に対する協力の要請

人が多数参集して樹下に止まる場所に生立する立木の占有者は、その支持（維持、管理）に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う可能性があることを踏まえ、上記1の施設管理者及び行事等の主催者が実施する点検等の実施並びに上記2の施設管理者及び行事等の主催者による点検等の実施の貸付契約等における明文化に協力するよう、関係森林組合、市町村等を通じて、関係する森林所有者等に要請する。

(参考) 一斉点検の対象となる施設及び関係林野庁補助事業等（代表的なもの）

(参考)

一 育点検の対象となる施設及び関係林野庁補助事業等(代表的なもの)

対象施設	林野庁補助事業等(代表的なもの)	管理者 (事業実施主体)
・キャンプ場	・森林整備事業(H14～:林道整備、里山エリア再生交付金、森林環境保全整備事業等)	都道府県、市町村、森 林組合等
・林間広場	・林道事業(～H13:林道整備、林業地域総合整備事業等)	都道府県、市町村、財 産区
・体験施設(屋外)	・造林事業(～H13:創造の森整備事業、森林空間総合整備事業等)	市町村、森林組合等
・歩道(自転車道含む)	・治山事業(生活環境保全林整備事業、自然環境保全治山事業、環境防災林整備事業等 (保安林管理道含む))	都道府県、市町村、財 産区
・車道	・林業構造改善事業(～H15)	市町村、森林組合等
・駐車場	(非公共事業)	市町村等
・宿泊施設	・林業・木材産業構造改革事業(H14～16)	市町村等
・バンガロー	・強い林業・木材産業づくり交付金(H17～19)	市町村等
・コテージ	・森林づくり交付金(H17～19)	市町村等
・休憩施設	・森林・林業・木材産業づくり交付金(H20～)	市町村等
・トイレ	・青少年の森整備事業(S50～52)	市町村等
・管理棟	・21世紀の森整備事業(S53～60)	市町村等
・体験施設(屋内)	・体験の森整備事業(S61～H4)	市町村等
・炊事・食事施設	・もりの学園整備事業(H4～11)	市町村等
・交流施設	・教育のもり整備事業(H12～16)	市町村等
・観察施設	・緑の交流空間整備事業(H6?)	市町村、森林組合等
・その他	・森林総合利用森林整備事業(H9～14)	市町村等
	・農山漁村活性化プロジェクト交付金(H19～)	市町村等
	・株式会社日本政策金融公庫資金	市町村等
		都道府県、市町村、森 林組合等
		都道府県、市町村、財 産区
		(補助残融資)